

狩猟免許を有しない農林業者に対する有害鳥獣捕獲の考え方

国の基本指針	大阪府の鳥獣保護事業計画	大阪府が認めない理由
<p>農林業被害の防止の目的で狩猟免許を有しない農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いて有害鳥獣を捕獲する場合は許可することができる</p> <p>※ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除く</p> <p>※法第9条第3項各号 ⇒住民の安全の確保若しくは社寺境内・墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合等</p>	<p>捕獲した個体の適切な処分等安全性の確保の観点から、<u>狩猟免許を有しない農林業者の有害鳥獣捕獲は認めない</u></p>	<p><権利の制限ではない></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の指針では、有害鳥獣捕獲の許可対象者は狩猟免許を有する者が大前提である。今回の指針改正は例外規定として認めるものであり、農林業従事者の権利として認めようとするものではない。 <p><安全性の確保から問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●捕獲した個体の止めさし等安全性の確保の観点から問題がある。 ●現場が市街地近傍であるケースが多いことから、取り逃がした時の近隣住民等への被害が危惧される。 ●国の指針でも住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるときは許可しないこととされている。 ●大阪府では捕獲に際して、安全性が確保されていることの判断基準の一つとして、狩猟免許を有することと思慮している。 <p><施策との整合性を欠く></p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまで、大阪府では、農林家による自衛のための捕獲を促進するため狩猟免許試験の休日実施や農閑期も含めた複数回の実施によりわな免許の取得を推進している。 <p>【わな免許試験合格者(新規取得者)】 平成18年度 68人 ⇒ 平成22年度 178人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現状の大阪府における有害鳥獣の捕獲体制は、市町村と猟友会が連携し緊急時の対応や安全性の確保を含め、組織的・計画的に実施しており、これを認めることは、現在の捕獲体制に支障を及ぼしかねない。 ⇒ここ数年有害鳥獣捕獲における事故等の報告なし <p>※以上の理由により、現状においては、従来どおり、狩猟免許を有しない農林業者の有害鳥獣捕獲は認めないこととしたものである。</p>